



第87期 報告書

平成22年4月1日▶平成23年3月31日

Contents

| | | | |
|------------|----------------------|------------|----------------------------|
| P1 | 株主の皆様へ | P27 | 株主資本等変動計算書 |
| P2 | 事業報告 | P28 | 個別注記表 |
| P19 | 連結貸借対照表 | P30 | 連結計算書類に係る会計監査人の 監査報告書謄本 |
| P20 | 連結損益計算書 | P31 | 会計監査人の監査報告書謄本 |
| P21 | 連結株主資本等変動計算書 | P32 | 監査役会の監査報告書謄本 |
| P22 | (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 | | |
| P23 | 連結注記表 | | |
| P25 | 貸借対照表 | (ご参考) | |
| P26 | 損益計算書 | P33 | トピックス |

平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災地の一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げますとともに、微力ではございますが、当社グループとしてできる限りのご支援をさせていただき所存でございます。

なお、当社グループの国内拠点における生産設備等につきましては、一部に損傷はありましたものの重大な被害はございませんでした。

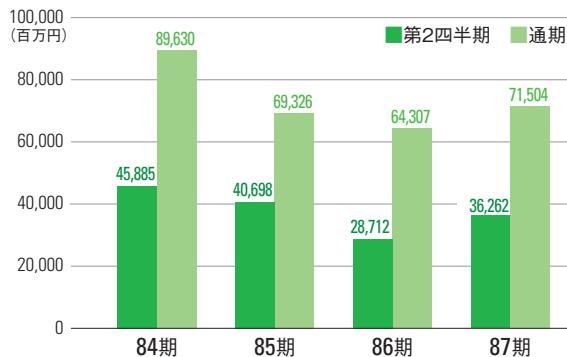
さて、当社グループはこの3月31日をもちまして、第87期事業年度を終了いたしましたので、ここに業績の概況をご報告申し上げます。



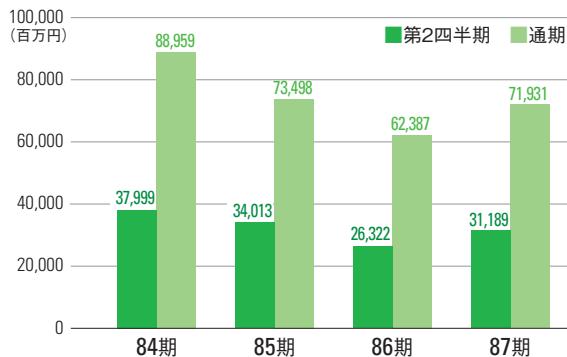
取締役社長

武藤昌三

受注高



売上高



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境は、デフレの継続や円高などの懸念材料が見られたものの、新興国向け輸出や設備投資の持ち直し等により、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような景況の下で当社グループといたしましては、新たな3カ年のグループ中期経営計画「SFG 2012」(Speed Flexibility Global 2012)を策定し、当連結会計年度より取組をスタートいたしました。

グループ中期経営計画「SFG 2012」の初年度に当たる当連結会計年度は、海外受注・海外生産の拡大や、現地駐在要員の増員などにより、海外調達の拡大を図ってまいりました。加えて、当社グループ全体の海外事業活動を掌握し、海外事業戦略の立案や支援、また、海外拠点の管理や指導援助を行う海外事業推進部を昨年6月に設置したほか、同じく10月には、中国市場での事業拡大を図るための足がかりとして、販売・サービス・調達を行う現地法人を上海に設立するなど、海外事業の強化に取り組んでまいりました。また、エコ関連の販売活動を推進

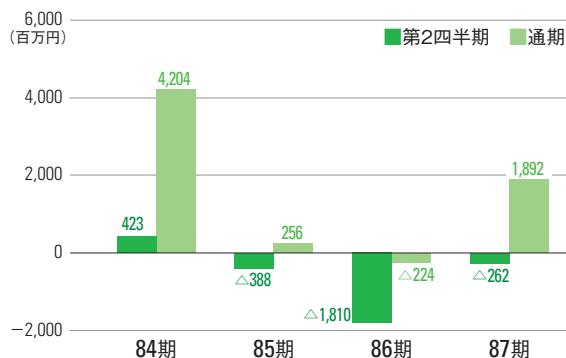
するとともに、EV用急速充電器を開発したことや小規模スマートグリッド「ナチュエネ[®]システム」の実証実験及び一般公開を開始したことなど、新製品の開発にも注力して、エコ関連分野での取組を推し進めてまいりました。

その結果、企業集団の業績(連結業績)につきましては、受注高は715億4百万円(前連結会計年度比11.2%増)、売上高は719億31百万円(同15.3%増)となりました。損益面につきましては、経常利益は18億92百万円(前連結会計年度は2億24百万円の経常損失)、当期純利益は14億28百万円(前連結会計年度比130.1%増)となりました。なお、東日本大震災による当連結会計年度の業績への影響は軽微にとどまりました。

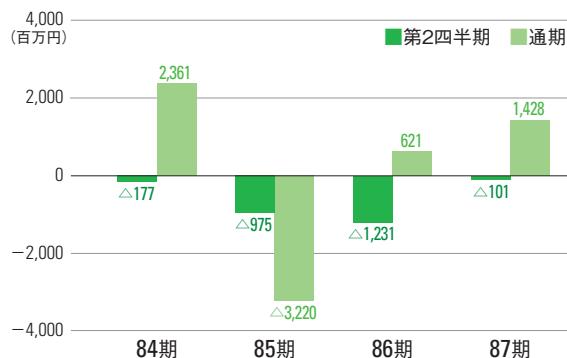
当期の当社の期末配当につきましては、1株当たり3円の配当をすることとさせていただきます。

当連結会計年度におけるセグメント別概況は次の通りであります。

経常利益



当期(四半期)純利益



セグメント別概況（連結）

モーション機器事業

受注高 **316億 71百万円**
(前連結会計年度比 10.2%増)

売上高 **320億 47百万円**
(前連結会計年度比 14.2%増)



モーションコントロール機器部門は、自動車用クラッチがエコカー補助金終了による影響を受けましたものの、半導体業界の好調を受けてFA機器用クラッチやDDモータが増加したほか、中国向け繊維モータが好調であったことなどにより、受注・売上ともに大幅に増加いたしました。プリンタ部門は、海外向け業務用プリンタが不振であったことにより受注・売上ともに大幅に減少いたしました。駅務・車両制御機器部門は、建設機械用電装品が好調であったことにより、受注・売上ともに増加いたしました。本部門につきましては、中国の超高速鉄道向けに、従来の製品と同じサイズで時速5kmから時速600kmまでの幅広い速度を検出することを可能とした速度発電機を開発いたしました。本製品は、車軸の回転により電圧の変化



速度発電機

を検出して各車輪の速度データを測定する速度検出装置で、列車制御装置やアンチロックブレーキ制御装置へ速度データを送信することによって、車輪の滑走空転状態やブレーキをかけたときのレールの異常磨耗などを防ぎ、安全走行を可能といたします。大型搬送システム部門は、航空業界の市況が一部回復したことにより空港用地上支援車両が増加し、受注は増加いたしました。前年度の市況低迷による受注減少が影響し、売上は減少いたしました。本部門につきましては、電動式のベルトローダを開発いたしました。ベルトローダは、航空機の貨物室へ荷物の積込みを行う際に使用する車両であり、本製品は、動力源に従来のディーゼルエンジンではなく電動モータを使用しているため、地球温暖化や大気汚染の原因となっている排気ガスを一切排出しない環境性能に優れた製品であります。航空宇宙部門は、新型航空機の試作から量産への切替期にあることにより受注は減少いたしました。在来機種用の電装品が好調であったことにより、売上は増加いたしました。

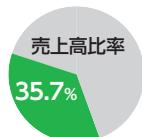


ベルトローダ

パワーエレクトロニクス機器事業

受注高 **256億 88百万円**
(前連結会計年度比 13.8%増)

売上高 **256億 57百万円**
(前連結会計年度比 24.9%増)



半導体・液晶機器部門は、タブレット型端末やスマートフォンの需要拡大により半導体製造装置用のロボットが好調で、受注・売上ともに大幅に増加いたしました。本部門につきましては、半導体ウェーハを吸着して半導体製造装置に搬送することにより、従来の製品に比べ約2倍の高速搬送を可能とした半導体ウェーハ搬送ロボットを開発し、納入を開始いたしました。自動車用試験装置部門は、自動車業界の設備投資抑制により、受注は前年並みの水準で推移いたしました。電気・ハイブリッド自動車向け試験装置が増加し、売上は増加いたしました。振



半導体ウェーハ搬送ロボット

動機部門は、低燃費タイヤに使用される合成ゴム原料向けの振動機等が国内外ともに好調で、受注・売上ともに増加いたしました。パーツフィード部門は、韓国のLED業界から初めての受注を獲得するなど精密パーツフィードが好調で、受注・売上ともに増加いたしました。発電・産業電機部門は、受注は前年並みの水準で推移いたしました。売上は一般産業向け電気設備が低調であったこと等により減少いたしました。社会システム（官公庁向け電気設備）部門は、受注は大幅に減少いたしました。前年度の受注増加の影響等により売上は増加いたしました。本部門につきましては、大規模浄水場・処理場まで対応可能な、上下水道設備を制御するプラントコントローラを開発いたしました。当社は従来下水道施設向けが中心でしたが、本製品を開発したことにより、上水道施設の大型案件にも対応できることとなりました。



プラントコントローラ

サポート&エンジニアリング事業

受注高 **141億 45百万円**
(前連結会計年度比 8.9%増)

売上高 **142億 26百万円**
(前連結会計年度比 3.2%増)



当社全般に関わり、当社の業務及び当社事業に付随するサービス・エンジニアリング業務を主たる事業とする子会社をサポート&エンジニアリング事業としており、受注・売上ともに増加いたしました。

(注) 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用に伴い、セグメントの見直しを行ったため、従来の「モーション精密機器事業」「搬送機器事業」「パワーエレクトロニクス機器事業」の3区分から、「モーション機器事業」「パワーエレクトロニクス機器事業」「サポート&エンジニアリング事業」の3区分へ変更しております。なお、前連結会計年度の数値についても同様の変更を行い、前連結会計年度との比較を記載しております。

旧セグメント

モーション精密機器 クラッチ、サーボアクチュエータ、プリンタ、駅務・車両制御機器、航空宇宙、連結子会社

搬送機器 半導体・液晶機器、振動機、パーツフィーダ、大型搬送システム、連結子会社

パワーエレクトロニクス機器 自動車用試験装置、発電・産業電機、社会システム、エコ発電、連結子会社

新セグメント

モーション機器 モーションコントロール機器（株大崎電業社、(株)ダイケンを含む）、プリンタ、駅務・車両制御機器、大型搬送システム、航空宇宙、エコ発電

パワーエレクトロニクス機器 半導体・液晶機器、自動車用試験装置、振動機、パーツフィーダ、発電・産業電機、社会システム

サポート&エンジニアリング (連結子会社) シンフォニアエンジニアリング(株)、(株)S & S エンジニアリング、その他サービス会社3社

(注) 1. 旧セグメントの「クラッチ」及び「サーボアクチュエータ」は、新セグメントでは「モーションコントロール機器」となっております。
2. 各セグメントの主要な製品・サービスは7ページに記載しております。

(2)対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、東日本大震災の影響による生産活動の低下等の懸念はありますものの、新興国経済の堅調な成長を背景に引き続き緩やかな回復基調の下で推移することが期待されます。

このたびの地震は、大津波や原発事故などを伴って未曾有の大災害をもたらし、今後あらゆる面において大きな影響を及ぼすことも危惧されますが、当社グループといたしましては、調達が困難な資材の確保に努めるなどメーカーとして安定的に製品を供給できる体制作りにも万全を尽くし、一日も早い復興に向けて、お客様に対しできる限りの支援・製品の供給を行ってまいります。

また、グループ中期経営計画「SFG 2012」の下、成長しつつある中国等アジア新興国での事業拡大を図るとともに、さらに、省エネ・省資源への意識が高まる中、環境分野での事業創出に向けて自然エネルギーを活用できる製品の開発や提案を行い、昨年からの取組を始めている『ECOing』（エコで行こう！エコへ移行！）の活動を一層推進してまいります。

今後、さらに成長し続ける企業グループとして株主の皆様、顧客の皆様から評価していただけるよう、引き続きグループを挙げて飛躍を遂げるべく努力を重ねてまいります。

(3)設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、次の通りであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社伊勢製作所：自動車用クラッチ増産設備の導入
パンチレーザー複合機の導入

②当連結会計年度継続中の主要設備

当社豊橋製作所：液中モータ（冷凍機用・液化天然ガス用）増産対応設備の導入
回転機試験電源設備の更新

(4)財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 項 目 | 年 度 | | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 (当連結会計年度) |
|---------------------|-----|-------|---------|--------|--------|---------------------|
| | 注 | 高 | 第 84 期 | 第 85 期 | 第 86 期 | 第 87 期 |
| 受 注 | 高 | (百万円) | 89,630 | 69,326 | 64,307 | 71,504 |
| 売 上 | 高 | (百万円) | 88,959 | 73,498 | 62,387 | 71,931 |
| 経 常 利 益 | | (百万円) | 4,204 | 256 | ▲224 | 1,892 |
| 当 期 純 利 益 | | (百万円) | 2,361 | ▲3,220 | 621 | 1,428 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | | (円) | 16.17 | ▲22.00 | 4.17 | 9.60 |
| 総 資 産 | | (百万円) | 101,517 | 95,242 | 86,414 | 89,587 |

(注) 1. 平成19年度につきましては、プリンタや自動車用試験装置などが好調で受注高・売上高が増加し、それに伴い経常利益は増加いたしました。前年度に計上したアシスト シンコー(株)の株式売却益がなくなったことにより当期純利益は減少いたしました。

平成20年度につきましては、プリンタや半導体・液晶機器などの減少により受注高・売上高ともに減少し、それに伴い経常利益も減少いたしました。なお、当期純利益につきましては、投資有価証券売却益を特別利益として計上する一方、株式相場の下落による投資有価証券評価損及び取引先の会社更生手続開始に伴う損失を特別損失として処理したため、当期純損失を計上することとなりました。

平成21年度につきましては、クラッチ・サーボや発電・産業電機などが不調で受注高・売上高ともに減少し、それに伴い経常損失を計上いたしました。退職給付財政の健全化を目的として当社が保有する株式の一部を退職給付信託に拠出したことによる、退職給付信託設定益を特別利益として計上したこともあり、当期純利益を計上することとなりました。

平成22年度につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」に記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

| 項 目 | 年 度 | | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 (当 期) |
|---------------------|-----|-------|--------|--------|--------|-----------------|
| | 注 | 高 | 第 84 期 | 第 85 期 | 第 86 期 | 第 87 期 |
| 受 注 | 高 | (百万円) | 70,275 | 53,808 | 51,854 | 56,195 |
| 売 上 | 高 | (百万円) | 70,330 | 56,808 | 49,291 | 56,689 |
| 経 常 利 益 | | (百万円) | 3,934 | 233 | 45 | 1,729 |
| 当 期 純 利 益 | | (百万円) | 2,043 | ▲2,599 | 630 | 1,166 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | | (円) | 13.99 | ▲17.75 | 4.24 | 7.84 |
| 総 資 産 | | (百万円) | 95,797 | 91,179 | 82,815 | 85,427 |

(注) 1. 当社の財産及び損益の変動の要因は、企業集団の財産及び損益の変動の要因と同様の理由によるものです。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

(5)重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------|-------------|--------------------|---|
| シンフォニア商事(株) | 200 百万円 | 100.00 % | 保険代理業、倉庫・運送業、鍍金製品・機械部品・石油製品の販売、旅行業 |
| (株)S&Sエンジニアリング | 200 | 100.00 | 病院・オフィス・工場・倉庫内用搬送システムの販売、エンジニアリング |
| シンフォニアエンジニアリング(株) | 100 | 100.00 | 電気・機械設備工事の請負、エンジニアリング、電気機械器具・自動券売機のサービス |
| (株)ダイケン | 84 | 100.00 | マイクロクラッチの製造、販売 |
| (株)セルテクノ | 60 | 100.00 | 電気・電子機器類の設計、試験、労働者派遣業、経理・給与業務 |
| (株)大崎電業社 | 48 | 100.00 | 電磁クラッチ・電磁ブレーキ等の製造、販売 |
| (株)アイ・シー・エス | 32 | 100.00 | ソフトウェアの開発、OA機器の販売 |
| 達機(香港)有限公司 | 2 百万香港ドル | 100.00 (100.00) | マイクロクラッチの製造、販売 |

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の8社であります。
2. 上表当社の出資比率の()内は間接保有割合であります。

(6)主要な事業内容

| セグメント | 主要な製品・サービス |
|---------------|---|
| モーション機器 | 昇昇型デジタルフォトプリンタ、リライタブルプリンタ、宇宙ロケット用電装品、航空機用電装品、駅務関連機器、サーボアクチュエータ、アクティブ制振装置、電磁クラッチ・ブレーキ、鉄道・建設車両用電装品、空港用地上支援車両、超重量物搬送用大型自走台車、小形風力発電システム等 |
| パワーエレクトロニクス機器 | 自動車用評価システム、実車衝突実験システム、上下水道電気計装設備、道路管理用電気設備、リフティングマグネット、サブマージドモータ、真空溶解炉、鉄鋼プラント用電気システム、中小形発電機、振動式搬送機器、コーヒータンナー設備、パーツフィード、半導体製造装置用ハンドリング機器、液晶ガラス基板用ハンドリング機器等 |
| サポート&エンジニアリング | 電気・機械設備工事の請負・エンジニアリング、電気機械器具のサービス、病院内搬送システムのエンジニアリング、当社周辺サービス・福利厚生関連業務、倉庫・運送業、経理・給与業務・設計業務の受託、労働者派遣業、ソフトウェアの開発、OA機器の販売等 |

(注) 当連結会計年度より従来の「モーション精密機器事業」「搬送機器事業」「パワーエレクトロニクス機器事業」の3区分からセグメントを変更しております。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社 東京

支 社 大阪、名古屋

支 店 九州（福岡）

営業所 東北（仙台）、新潟、北陸（富山）、静岡、三重（伊勢）、四国（高松）、中国（広島）

工 場 伊勢製作所、豊橋製作所、鳥羽工場

② 主要な子会社の本社所在地

シンフォニア商事(株)（伊勢）、(株)S&Sエンジニアリング（川崎）、シンフォニアエンジニアリング(株)（伊勢、東京）、

(株)ダイケン（明石）、(株)セルテクノ（伊勢）、(株)大崎電業社（東京）、(株)アイ・シー・エス（伊勢）、

達機(香港)有限公司（中華人民共和国・香港）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

| セグメント | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|--------|-------------|
| モーション機器 | 1,230人 | — |
| パワーエレクトロニクス機器 | 962人 | — |
| サポート＆エンジニアリング | 807人 | — |
| 計 | 2,999人 | 10人減 |

(注) 1. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

2. 就業人員数を記載しております。

3. 当連結会計年度より新しいセグメントに変更したため、セグメント別の前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員数等

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 2,098人 | 1人増 | 38.8才 | 16.0年 |

(注) 1. 上表には臨時従業員等は含んでおりません。

2. 就業人員数を記載しております。

(9) 主要な借入先

| 借入先 | 借入額 |
|----------------|-------|
| (株)みずほコーポレート銀行 | 6,776 |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 3,413 |
| (株)三井住友銀行 | 3,405 |
| (株)日本政策投資銀行 | 2,788 |
| 兵庫県信用農業協同組合連合会 | 2,341 |
| みずほ信託銀行(株) | 2,191 |
| 三菱UFJ信託銀行(株) | 2,170 |
| 中央三井信託銀行(株) | 2,018 |
| 住友信託銀行(株) | 1,944 |

2 会社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 580,000,000株
- (2)発行済株式の総数 148,749,165株 (自己株式196,446株を除く)
- (3)株主数 19,766人
- (4)大株主 (上位10人)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 出 資 比 率 |
|--|-----------|---------|
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) 退 職 給 付 信 託 口 (株) (株) 神 戸 製 鋼 所) | 29,483 千株 | 19.82 % |
| ダ イ キ ン 工 業 (株) | 5,085 | 3.42 |
| 大 日 本 印 刷 (株) | 3,664 | 2.46 |
| シ ン フ ォ ニ ア テ ク ノ ロ ジ ー 従 業 員 持 株 会 | 3,256 | 2.19 |
| あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 (株) | 2,820 | 1.90 |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) (信 託 口) | 2,374 | 1.60 |
| ナ ブ テ ス コ (株) | 2,309 | 1.55 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) (信 託 口) | 2,306 | 1.55 |
| シ ン フ ォ ニ ア テ ク ノ ロ ジ ー 取 引 先 持 株 会 | 2,199 | 1.48 |
| み ず ほ 信 託 銀 行 (株) 退 職 給 付 信 託 口 (神 鋼 商 事 (株)) 再 信 託 受 託 者 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) | 2,000 | 1.34 |

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)退職給付信託口 (株)神戸製鋼所) の持株数29,483千株は(株)神戸製鋼所から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は(株)神戸製鋼所が保有しております。
2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託口 (神鋼商事(株) 再信託受託者資産管理サービス信託銀行(株)の持株数2,000千株は神鋼商事(株)から同信託銀行へ信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権の行使についての指図権限は神鋼商事(株)が保有しております。
3. 出資比率は自己株式 (196,446株) を控除して計算しております。

③ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|---|----------|
| 武藤昌三 | 代表取締役社長 | — |
| 山田英二 | 代表取締役副社長（社長補佐、経営企画部、海外事業推進部及び調達本部の管掌、全社リスク管理及び資金部の担当） | — |
| 一木春生 | 代表取締役専務（社長補佐、新事業企画部の管掌、全社コンプライアンス、監査部、総務人事部及び法務部の担当） | — |
| 加藤一路 | 常務取締役（開発本部の担当、電子精機本部長） | — |
| *大森誠 | 常務取締役（営業改革推進室及び支社・支店・営業所の担当、電機システム本部長） | — |
| 村上亮造 | 取締役（海外事業推進部の担当、電機システム本部副本部長） | — |
| 増子博一 | 取締役（コントローラ開発営業部の担当、電子精機本部副本部長） | — |
| 木本伸一 | 取締役（電子精機本部副本部長） | — |
| 古谷浩三 | 取締役（電子精機本部副本部長、同本部伊勢製作所長） | — |
| 高下泰治 | 取締役（電機システム本部副本部長） | — |
| 斉藤文則 | 取締役（ITテクニカルセンターの担当、電機システム本部副本部長、同本部豊橋製作所長） | — |
| 小原孝秀 | 取締役（新事業企画部の担当、経営企画部長） | — |
| *信貴幹夫 | 取締役（電子精機本部副本部長） | — |
| *常光茂久 | 取締役（調達本部長） | — |
| 渡辺壯嘉 | 常勤監査役 | — |
| 鈴木秀一 | 常勤監査役 | — |
| 野本俊輔 | 監査役（非常勤） | 弁護士 |
| 廣田邦彦 | 監査役（非常勤） | — |

- (注) 1. 監査役のうち渡辺壯嘉、野本俊輔及び廣田邦彦は社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 上表*印の者は、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
3. 当期中の取締役の退任は次の通りであります。

| 氏名 | 地位及び担当（退任時） | 退任年月日 | 退任事由 |
|------|--|------------|------|
| 藤本尊廣 | 常務取締役（電子精機本部副本部長） | 平成22年6月29日 | 任期満了 |
| 桐村和洋 | 常務取締役（営業改革推進室及び支社・支店・営業所の担当、電機システム本部長） | 平成22年6月29日 | 任期満了 |

4. 監査役鈴木秀一は、当社の経理関連部門で経理経験を有し、また廣田邦彦は神鋼商事㈱で資金部長、取締役及び常務執行役員として資金部の担当を歴任し、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| | | |
|-----------|-----|-----------|
| 取締役 | 16人 | 230,048千円 |
| 監査役 | 4人 | 45,344千円 |
| (うち、社外役員) | 3人 | 26,272千円) |

- (注) 1. 上記には、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2人が含まれております。
2. 上記、報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

| 氏名 | 区分 | 主な活動状況 |
|--------|-------|--|
| 渡辺 壯 嘉 | 社外監査役 | 期中に13回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に13回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験に基づき必要な発言を適宜行いました。 |
| 野本 俊 輔 | 社外監査役 | 期中に13回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に13回開催された監査役会の全てに出席し、弁護士として法令についての高度な知識・識見に基づき必要な発言を適宜行いました。 |
| 廣田 邦 彦 | 社外監査役 | 期中に13回開催された取締役会の全てに出席し、また、期中に13回開催された監査役会の全てに出席し、他の会社における役員等としての豊富な経験や、財務・会計に関する業務経験に基づき必要な発言を適宜行いました。 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

② 責任限定契約の内容の概要

渡辺壯嘉、野本俊輔及び廣田邦彦は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

43百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社の子会社である達機（香港）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、取締役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断される場合、その他その必要があると判断される場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

5 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、社内の意識強化と問題の未然防止に努めています。
- ・ 「コンプライアンス委員会規程」に従って全社コンプライアンスの担当役員を任命し、また、関係会社の代表や外部有識者も加えたコンプライアンス委員会と、各部門でのコンプライアンス活動（研修の実施、マニュアルの作成を含む）を推進する組織を設置しています。加えて弁護士など、外部の専門家からも適宜アドバイスを受けています。
- ・ 法令・定款違反に関する報告体制として、スピークアップ制度（内部通報制度）を設置しています。また、不祥事が発生した場合は、トップマネジメント、取締役会、監査役会に報告が行われています。
- ・ 監査部による内部監査を行っています。
- ・ 財務報告に係る内部統制についても、整備・運用の基本方針に基づき、継続的な運用と改善を図っています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、取締役の意思決定及び職務の遂行に係る情報の保存及び管理については、責任部門において社内規程に基づき行っています。これら社内規程は、必要に応じて見直し等を行っています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、現下の激しい経営環境の変化の中で、ビジネス、法令違反、安全衛生・環境、天災地変、情報通信などに起因するリスクの評価と対応を適切に行うため、リスク管理に関わる基本的事項を定めた「リスク管理規程」、並びに予防保全策及びリスク顕在時の対応事項等を網羅した「リスク管理大綱」を策定し、リスク管理担当役員の任命、リスク管理委員会の設置等により、リスク管理体制を整備しています。
- ・ 当社並びにグループ全体の事業活動に影響を及ぼすリスクの発生時には、リスク管理規程に定めるリスク管理体制により、情報収集とそれらに対する対応策を立案の上、リスク管理委員会において審議、決定し、実施に移しています。また、

重大なリスクの発生時には取締役会へ報告し、もしくは必要に応じて審議、決定の上、対応策を実施しています。個別業務に関するビジネスリスクについては、内部統制の適切な整備・運用を図り、決裁規程、その他社内規程に基づき対策を講じています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営戦略及び経営課題を明確にするために、中期経営計画や年度の経営計画を策定し、その達成度合いを、業績管理制度を通じてチェックしています。
- ・毎月の定例及び臨時の取締役会、経営会議、予算執行会議を開催し、迅速かつ多面的に経営意思の決定とフォローを行っています。
- ・各部門において幹部からのきめ細かい業務の報告を通して、担当取締役が業務の執行状況を把握し、監督しています。
- ・決裁制度、予算制度、人事管理制度などを整備し、適切な権限委譲の下、効率的に職務が執行されるような体制を整備しています。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、関係会社管理規程に基づき、統括部門、事業運営管理部門、業務サポート部門を定め、あわせて経営企画部に専任のスタッフを置くことを定め、グループ運営を行っています。
- ・グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て、慎重に決定しています。
- ・主要な子会社に対しては、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、子会社の月例幹部会に出席し、事業運営状況を確認しています。
- ・グループ企業を含めてコンプライアンス活動（研修の実施、マニュアルの作成を含む）を推進しています。なお、海外現地法人についての活動は、今後計画します。

⑥監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・当社は、監査部が監査役監査を補助しているほか、監査役に担当秘書（兼任）を配置しています。
- ・監査部は監査役会の事務局業務を兼務して、監査役あるいは監査役会の指示に従ってその職務を補助しています。

⑦監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査部に属する使用人の、取締役あるいはその他の使用人からの独立性を確保するため、その任命、異動、評価、懲戒等の人事権に係る事項について、監査役会と事前に協議しています。

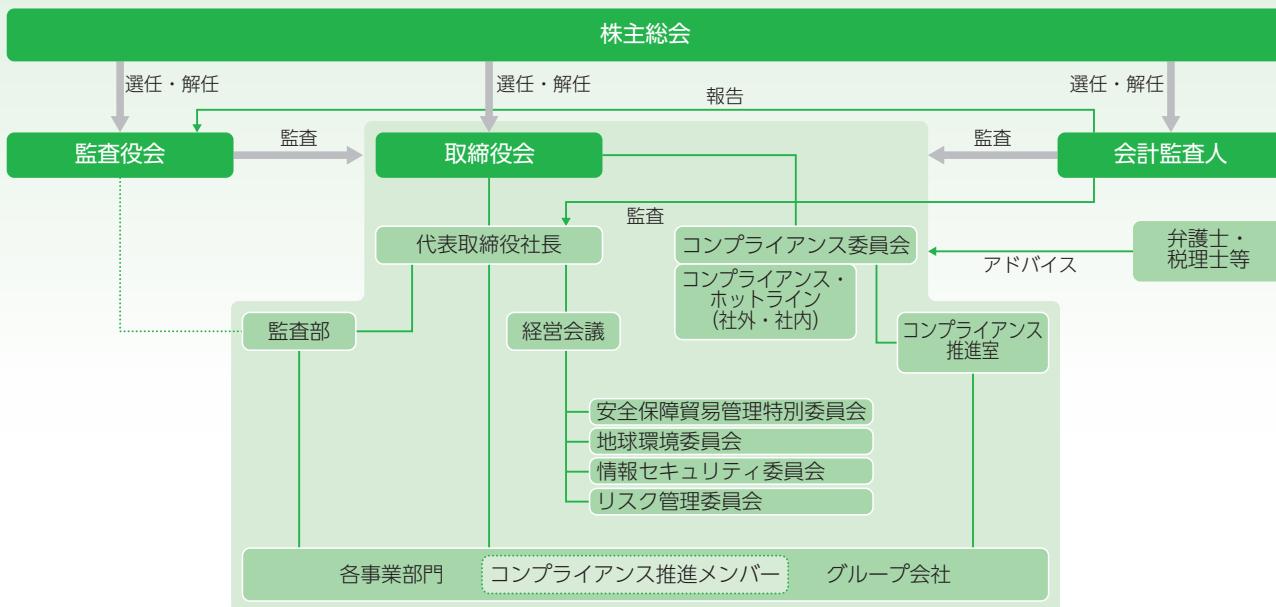
⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役及び使用人は、「監査役監査基準」に従い、監査役に対してその要請に応じて資料を閲覧に供し、あるいは報告を行っています。
- ・監査役は、取締役の業務執行を監査するため、取締役会、予算執行会議等の重要な会議への出席及び重要な決裁書類の閲覧等を行っています。

⑨監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役職務の実効性を確保するため、監査役会で決議した「年度監査方針・計画」を毎年取締役会で確認するほか、監査役からの要請に基づき、その円滑な監査活動を保障するための環境整備に努めています。
- ・監査役と代表取締役、監査部、会計監査人との意見交換の機会を設けています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を決定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると当社取締役会は考えております。上場会社である当社の株式については自由な取引が認められており、当社取締役会は、当社に対し大規模買付行為（下記(3)2)①において定義されます。以下同じです。）が行われた場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断については、その時点における株主の皆様に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、大規模買付行為には、その目的等から見て①企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①多岐にわたる製品を、機械・電気・制御の開発・生産から販売まで行う一貫体制、②創業90年の豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力、③ステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係、④事業組織間での人材、固有技術、製造技術等のシナジーを積み重ねていく企業風土、⑤組織、人材のシナジーを引き出す経営と従業員の信頼関係にあると考えておりますが、当社株券等の大規模買付行為を行う者が当社の企業価値の源泉を

理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である大規模買付者（下記(3)2)②において定義されます。以下同じです。）により大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様がこれに応じるか否かを決定するに際しては、大規模買付者から、事前に、株主の皆様との判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される必要があると考えており、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は毀損される可能性があります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相応な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)基本方針の実現に資する取組

1) 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

① 当社の企業理念及び企業価値の源泉について

当社は、経営基本理念である『品質第一の考えに立ち、エレクトロニクス応用技術を核としたユーザーの満足する製品・サービスを提供し、産業・社会に貢献する』の精神に基づき、継続的な成長と収益確保を図っております。

当社は、大正6年（1917年）の創業以来、電磁応用力技術と精密機構技術を基盤に幅広い分野に事業領域を広げ、現在では、航空機用電子機器、カラープリンタ、電磁クラッチ、半導体ウェーハ搬送機器、社会インフラ電気設備等の多様な製品をお客様に提供しております。

当社の企業価値の確保・向上を目指す上で、企業価値の源泉は、以下に掲げる要素にあるものと考えております。

(i)官公庁から半導体メーカーや写真関連メーカーまで多岐にわたるお客様のニーズを捉えた製品を、電子機器、精密機械、制御・ソフトの開発・生産から販売まで行う一貫体制

(ii)創業90年余の豊富な経験とノウハウに裏づけされた高度な技術力

(iii)株主の皆様はもちろん、お客様・取引先・地域関係者等のステークホルダーとの間で長年にわたり築き上げてきた信頼関係

(iv)個々の事業組織間での人材の支援や保有技術の相互利用、生産現場での技能協力等のシナジーを積み重ねていく企業風土

(v)当社の企業風土と歴史的背景を深く理解し、最大限の効果を引き出す経営と従業員の信頼関係

② 当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組について

当社は、利益を伴った成長により財務体質の強化と株主の皆様への安定配当を同時に達成し、成長し続けるシンフォニアテクノロジーグループを実現することを目指し、昨年より中期経営計画「S F G 2 0 1 2」を策定し、事業活動に取り組んでおります。この中期経営計画では、既存顧客・市場等の環境変化にスピーディーに適応し、今後の成長が期待される海外での事業拡大、環境・エコロジー分野での事業創出を行い、シンフォニアテクノロジーグループがグローバルに成長することを基本方針としております。

中期経営計画の重点施策としては、上記の中国等アジア新興国を始めとする海外での事業拡大及び次世代自動車、産業車両の電動化や自然エネルギーを利用した分散型電力供給システムなどの環境・エコロジー分野での事業創出に加え、強固な事業基盤の構築、経営システムの改革及びグループ経営強化に取り組んでおります。

今後とも当社の企業価値の確保・向上に向けて、独自の企業風土を維持・発展させていく上で、電子機器、精密機械、制御・ソフトの設計・開発に関わる高度な技術や溶接・加工等の製造技術・技能を支えてきた団塊世代の技能伝承は、重要事項であります。

このように、当社は、今後も企業価値＝業績向上を続けていくため、機械やデータに置き換えることができない技能や組織間のシナジーの重要性を大切にす企業風土を醸成するとともに、これを深く理解する経営と従業員との信頼のさらなる強化に取り組んでまいります。

2) 企業価値ひいては株主共同の利益向上の基盤となる仕組み－コーポレートガバナンスの整備

当社は、経営目標を達成する過程においても、各ステークホルダーとのより良好な関係にも配慮すべきであると考えており、かかる目的達成のために、各ステークホルダーの皆様のご理解とご支援をいただくこと、及び法令・定款の遵守と高い倫理観の醸成を命題として、コンプライアンス体制の整備に取り組み、企業価値の確保・向上と経営チェック機能の

充実をともに図ることを目指しております。

具体的な施策としては、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、弁護士など外部の専門家から適宜アドバイスを受けるほか、独立性のある社外監査役3名を選任し、また、コンプライアンスに対する社内の意識強化と問題の未然防止に資するため、全社コンプライアンスの担当役員の任命や、外部有識者も加えたコンプライアンス委員会の設置を行っております。さらに内部統制システムについて、その整備・運用に関する基本方針を定め、継続的な運用と評価・改善を図っております。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

当社は、上記(1)に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が毀損されることを防止するための取組の一つとして、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）の導入に関する議案を平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会に諮り、承認されました。

本対応方針の導入の目的及び概要は以下のとおりであります。

1) 本対応方針導入の目的

本対応方針は、上記(1)に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであります。

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するためには、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の一環として、本対応方針を導入することを決定いたしました。

2) 本対応方針の概要

①対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(i)若しくは(ii)に該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付

(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご提案に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものであります。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(i)当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（原則として60日間。以下、「取締役会評価期間」といいます。）が終了するまでの間、及び(ii)取締役会評価期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主の総体的意思を確認する総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）が招集された場合には、株主意思確認総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

③対抗措置の発動

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値若しくは株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置を発動す

るか否かの判断を行います。本対応方針における対抗措置としては、原則として、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者その他一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

なお、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

④取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会、株主意思確認総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、独立委員会規程に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者若しくは他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしております。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。また、これに加えて、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様のご意思を確認することがあります。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様にも適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしております。

なお、本対応方針の導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外の有識者により構成されております。

⑤本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化される可能性があります。

3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更について

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとし、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii)当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものといたします。

なお、本対応方針の詳細につきましては、平成20年5月15日付当社プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。（当社ホームページ <http://www.sinfo-t.jp>）

(4)上記(2)の取組についての当社取締役会の判断

当社は、継続的な企業価値の向上こそが株主の皆様との共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値については株主の皆様との共同の利益の向上を目的に、上記(2)の取組を行っておりますが、これらの取組の実施を通じて、当社の企業価値については株主の皆様との共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値については株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組は、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組は上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5)上記(3)の取組についての当社取締役会の判断

本対応方針は、上記(1)の基本方針に沿って、当社株券等に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様がこれを受け入れるか否かの最終的な判断を行ったり、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とし、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することにより、

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

また、本対応方針は、下記1) から5) までのとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されるものであり、かつ、株主意思を重視し、買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足し、本対応方針の導入、更新、廃止等について株主の皆様の意思が反映されることとしており、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性が担保されているものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案が諮られ、承認されたものです。

また、上記(3)(3)に記載のとおり、その有効期間は平成23年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとしていますが、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されます。また、独立委員会が株主意思確認総会の招集を勧告した場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関する議案を株主意思確認総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。

3) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

4) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否か、株主意思確認総会を招集するか否かについての取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと等

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており、毎年定時株主総会で取締役会の構成員の交代を一度に行うことができるため、本対応方針は、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策でもありません。

以上のとおり、上記(3)の取組は上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | |
|-------------|---------------|
| 流動資産 | 49,792 |
| 現金及び預金 | 7,826 |
| 受取手形及び売掛金 | 22,379 |
| 商品及び製品 | 1,001 |
| 仕掛品 | 9,617 |
| 原材料及び貯蔵品 | 6,251 |
| 繰延税金資産 | 1,308 |
| その他 | 1,684 |
| 貸倒引当金 | ▲277 |
| 固定資産 | 39,794 |
| 有形固定資産 | 28,688 |
| 建物及び構築物 | 9,866 |
| 機械装置及び車両運搬具 | 3,396 |
| 土地 | 14,172 |
| その他 | 1,251 |
| 無形固定資産 | 350 |
| のれん | 150 |
| ソフトウェア | 78 |
| その他 | 121 |
| 投資その他の資産 | 10,756 |
| 投資有価証券 | 5,120 |
| 前払年金費用 | 3,887 |
| その他 | 1,916 |
| 貸倒引当金 | ▲168 |
| 資産合計 | 89,587 |

| 負債の部 | |
|--------------------|---------------|
| 流動負債 | 42,318 |
| 支払手形及び買掛金 | 15,296 |
| 短期借入金 | 19,640 |
| 未払法人税等 | 986 |
| 受注損失引当金 | 572 |
| その他 | 5,822 |
| 固定負債 | 22,878 |
| 長期借入金 | 17,225 |
| 繰延税金負債 | 1,261 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 2,221 |
| 退職給付引当金 | 591 |
| 役員退職慰労引当金 | 67 |
| 環境対策引当金 | 319 |
| その他 | 1,189 |
| 負債合計 | 65,196 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 20,363 |
| 資本金 | 10,156 |
| 資本剰余金 | 452 |
| 利益剰余金 | 9,807 |
| 自己株式 | ▲53 |
| その他の包括利益累計額 | 4,027 |
| その他有価証券評価差額金 | 689 |
| 繰延ヘッジ損益 | ▲0 |
| 土地再評価差額金 | 3,360 |
| 為替換算調整勘定 | ▲21 |
| 純資産合計 | 24,391 |
| 負債及び純資産合計 | 89,587 |

連結損益計算書 (平成22年4月1日より 平成23年3月31日まで)

(単位:百万円)

| | | |
|---------------------|------|--------|
| 売 上 高 | | 71,931 |
| 売 上 原 価 | | 56,693 |
| 売 上 総 利 益 | | 15,237 |
| 販売費及び一般管理費 | | 12,742 |
| 営 業 利 益 | | 2,495 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 82 | |
| そ の 他 | 128 | 211 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支払利息 | 523 | |
| そ の 他 | 290 | 813 |
| 経 常 利 益 | | 1,892 |
| 特 別 利 益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | 275 | 275 |
| 特 別 損 失 | | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 323 | 323 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,844 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 967 | |
| 法人税等調整額 | ▲552 | 415 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 1,428 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,428 |

連結株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日より 平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------|--------|-------|-------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成22年3月31日残高 | 10,156 | 452 | 8,825 | ▲52 | 19,382 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | ▲446 | — | ▲446 |
| 当期純利益 | — | — | 1,428 | — | 1,428 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | ▲2 | ▲2 |
| 自己株式の処分 | — | — | ▲0 | 1 | 0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | — | — | — | — | — |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 982 | ▲1 | 981 |
| 平成23年3月31日残高 | 10,156 | 452 | 9,807 | ▲53 | 20,363 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|-------------|--------------|--------------|-------------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 為替換算 調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | |
| 平成22年3月31日残高 | 540 | 0 | 3,360 | — | 3,902 | 23,284 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | — | ▲446 |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | 1,428 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — | ▲2 |
| 自己株式の処分 | — | — | — | — | — | 0 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 148 | ▲1 | — | ▲21 | 125 | 125 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 148 | ▲1 | — | ▲21 | 125 | 1,106 |
| 平成23年3月31日残高 | 689 | ▲0 | 3,360 | ▲21 | 4,027 | 24,391 |

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書 (平成22年4月1日より 平成23年3月31日まで)

(単位:百万円)

| | |
|------------------|--------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 3,707 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | ▲674 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | ▲1,549 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | ▲12 |
| 現金及び現金同等物の増減額 | 1,472 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 6,323 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 7,795 |

▶ 財務情報の詳細は、
当社ホームページRサイトをご覧下さい。


<http://www.sinfo-t.jp>

シンフォニアテクノロジー

検索

【連結注記表】

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、シンフォニア商事(株)、シンフォニアエンジニアリング(株)、(株)セルテック、(株)アイ・シー・エス、(株)大崎電業社、(株)S&Sエンジニアリング、(株)ダイケン及びその子会社である達機(香港) 有限公司の8社であります。

非連結子会社は、日本デジタル・フォート(株)等5社であります。

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の合計額はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社(5社)及び天津神鋼電機有限公司等関連会社(3社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 主として、個別法及び総平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

原材料及び貯蔵品 主として、総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

④ 固定資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は主として定率法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

⑤ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を引当計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、当該差異が発生した各連結会計年度末在籍従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を、それぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。

また、当社において、当連結会計年度末の年金資産が退職給付債務(未認識会計基準変更時差異、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異を除く)を上回ったため、その差額を投資その他の資産「前払年金費用」に計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

工事契約に関する収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑦ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、個別に代替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

⑧ のれんの償却に関する事項

のれんについては、5年間で均等償却しております。

⑨ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益は8百万円、税金等調整前当期純利益は332百万円それぞれ減少しております。

また、当会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額は371百万円でありました。

表示方法の変更

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号 平成21年3月27日)を適用しております。これにより、連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

追加情報

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。これにより、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における「評価・換算差額等」は「その他の包括利益累計額」として表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 35,482百万円
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額183百万円を含んでおります。

(2)保証債務

金融機関からの借入金に対する債務保証
 SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD. 105百万円
 (外貨建37百万タイバーツ)
 天津神鋼電機有限公司 78百万円
 計 183百万円

(3)同一の工事契約に係る棚卸資産及び受注損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。
 損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は142百万円であります。

(4)土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 ▲3,660百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 148,945,611株 (自己株式含む)

(2)当連結会計年度末日における自己株式の種類及び株式数
 普通株式 196,446株

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額
 平成22年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|-----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 446百万円 |
| 1株当たりの配当額 | 3円 |
| 基準日 | 平成22年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成22年6月30日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 平成23年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり議案を予定しております。

| | |
|-----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 446百万円 |
| 1株当たりの配当額 | 3円 |
| 基準日 | 平成23年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成23年6月30日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。
 受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクを低減するため、与信管理方針に従い、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。また、外貨建ての売掛金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物が為替予約を利用してヘッジしております。
 投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価把握を行っております。
 支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての買掛金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、主要な取引については先物が為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、そのうち、変動金利による長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。
 また、デリバティブ取引を行う場合には、取引権限を定めた内規に従い、実需に基づいた取引に限定しており、投機を目的とした取引は実施しておりません。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 項目 | 連結貸借対照表計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------------|---------------|----------|-----|
| ①現金及び預金 | 7,826 | 7,826 | — |
| ②受取手形及び売掛金 | 22,379 | 22,379 | ▲0 |
| ③投資有価証券 | | | |
| ③-1 満期保有目的の債券 | 10 | 10 | 0 |
| ③-2 その他有価証券 | 4,470 | 4,470 | — |
| ④支払手形及び買掛金 | (15,296) | (15,296) | — |
| ⑤短期借入金 | (19,640) | (19,659) | 19 |
| ⑥長期借入金 | (17,225) | (17,355) | 130 |
| ⑦デリバティブ取引 | (1) | (1) | — |

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券
 投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は元利金の合計額を当該債券の満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

④支払手形及び買掛金、並びに⑤短期借入金
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金
 長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦デリバティブ取引
 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記⑥をご参照ください。)

また、為替予約の時価については先物が為替相場によっております。
 (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額640百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められているため「③投資有価証券③-2 その他有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 163円98銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 9円60銭 |

7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | |
|-------------|---------------|
| 流動資産 | 44,261 |
| 現金及び預金 | 6,781 |
| 受取手形 | 3,045 |
| 売掛金 | 15,018 |
| 商品及び製品 | 747 |
| 仕掛品 | 9,101 |
| 原材料及び貯蔵品 | 6,141 |
| 前渡金 | 262 |
| 前払費用 | 32 |
| 繰延税金資産 | 1,018 |
| 短期貸付金 | 1,066 |
| 未収入金 | 1,147 |
| その他 | 57 |
| 貸倒引当金 | ▲159 |
| 固定資産 | 41,166 |
| 有形固定資産 | 28,636 |
| 建物 | 8,992 |
| 構築物 | 422 |
| 機械装置 | 3,231 |
| 車両運搬具 | 19 |
| 工具器具備品 | 851 |
| 土地 | 14,814 |
| リース資産 | 223 |
| 建設仮勘定 | 81 |
| 無形固定資産 | 140 |
| ソフトウェア | 32 |
| リース資産 | 45 |
| その他 | 62 |
| 投資その他の資産 | 12,389 |
| 投資有価証券 | 4,330 |
| 関係会社株式 | 2,755 |
| 関係会社出資金 | 251 |
| 長期貸付金 | 429 |
| 破産更生債権等 | 79 |
| 前払年金費用 | 3,887 |
| 長期前払費用 | 26 |
| その他 | 745 |
| 貸倒引当金 | ▲116 |
| 資産合計 | 85,427 |

| 負債の部 | |
|------------------|---------------|
| 流動負債 | 39,322 |
| 支払手形 | 3,007 |
| 買掛金 | 9,926 |
| 短期借入金 | 19,640 |
| リース債務 | 61 |
| 未払金 | 286 |
| 未払費用 | 2,997 |
| 未払法人税等 | 947 |
| 未払消費税等 | 387 |
| 前受金 | 659 |
| 預り金 | 673 |
| 設備関係支払手形 | 167 |
| 受注損失引当金 | 566 |
| その他 | 1 |
| 固定負債 | 22,032 |
| 長期借入金 | 17,225 |
| リース債務 | 228 |
| 繰延税金負債 | 1,125 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 2,221 |
| 環境対策引当金 | 317 |
| 資産除去債務 | 359 |
| その他 | 554 |
| 負債合計 | 61,354 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 20,033 |
| 資本金 | 10,156 |
| 資本剰余金 | 452 |
| 資本準備金 | 452 |
| 利益剰余金 | 9,477 |
| 利益準備金 | 420 |
| その他利益剰余金 | 9,057 |
| 繰越利益剰余金 | 9,057 |
| 自己株式 | ▲53 |
| 評価・換算差額等 | 4,039 |
| その他有価証券評価差額金 | 679 |
| 繰延ヘッジ損益 | ▲0 |
| 土地再評価差額金 | 3,360 |
| 純資産合計 | 24,072 |
| 負債及び純資産合計 | 85,427 |

損益計算書 (平成22年4月1日より 平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | | |
|---------------------|------|--------|
| 売上高 | | 56,689 |
| 売上原価 | | 46,079 |
| 売上総利益 | | 10,610 |
| 販売費及び一般管理費 | | 8,305 |
| 営業利益 | | 2,305 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 133 | |
| その他の | 66 | 200 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 526 | |
| その他の | 249 | 775 |
| 経常利益 | | 1,729 |
| 特別利益 | | |
| 貸倒引当金戻入額 | 171 | 171 |
| 特別損失 | | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 317 | 317 |
| 税引前当期純利益 | | 1,583 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 908 | |
| 法人税等調整額 | ▲491 | 416 |
| 当期純利益 | | 1,166 |

株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日より 平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|--------------------------|--------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 平成22年3月31日残高 | 10,156 | 452 | — | 452 | 375 | 8,382 | 8,758 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | — | — | — | 44 | ▲490 | ▲446 |
| 当期純利益 | — | — | — | — | — | 1,166 | 1,166 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | — | — | — | — |
| 自己株式の処分 | — | — | — | — | — | ▲0 | ▲0 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) | — | — | — | — | — | — | — |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | — | 44 | 674 | 719 |
| 平成23年3月31日残高 | 10,156 | 452 | — | 452 | 420 | 9,057 | 9,477 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | | 純資産合計 |
|--------------------------|------|--------|----------------------|-----------------|------------------|----------------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 土地 再評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成22年3月31日残高 | ▲52 | 19,314 | 491 | 0 | 3,360 | 3,853 | 23,168 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | — | ▲446 | — | — | — | — | ▲446 |
| 当期純利益 | — | 1,166 | — | — | — | — | 1,166 |
| 自己株式の取得 | ▲2 | ▲2 | — | — | — | — | ▲2 |
| 自己株式の処分 | 1 | 0 | — | — | — | — | 0 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額) | — | — | 187 | ▲1 | — | 186 | 186 |
| 事業年度中の変動額合計 | ▲1 | 718 | 187 | ▲1 | — | 186 | 904 |
| 平成23年3月31日残高 | ▲53 | 20,033 | 679 | ▲0 | 3,360 | 4,039 | 24,072 |

【個別注記表】

1. 重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2)デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 個別法及び総平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(4)固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(5)引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌期以降の損失見込額を引当計上しております。

退職給付引当金（前払年金費用）

従業員からの退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、当該差異が発生した各期末在籍従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を、それぞれ発生の日より費用処理しております。

なお、当期末の年金資産が退職給付債務（未認識会計基準変更時差異、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異を除く）を上回ったため、その差額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

工事契約に関する収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たす金スワップ取引については特例処理によっております。

(8)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当期より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益は7百万円、税引前当期純利益は324百万円それぞれ減少しております。また、当該会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額は359百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 33,431百万円
なお、減価償却累計額には減損損失累計額183百万円を含んでおります。

(2)保証債務

金融機関からの借入金に対する債務保証

SINFONIA TECHNOLOGY (THAILAND) CO.,LTD. 105百万円
(外貨建37百万タイバツ)

天津神鋼電機有限公司 78百万円

計 183百万円

(3)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,552百万円 |
| 長期金銭債権 | 180百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,185百万円 |
| 長期金銭債務 | 9百万円 |

(4)同一の工事契約に係る棚卸資産及び受注損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は136百万円であります。

(5)土地の再評価

土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額から「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 ▲3,660百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|------------------|----------|
| 関係会社に対する売上高 | 1,397百万円 |
| 関係会社からの仕入高 | 4,664百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 33百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|----------|
| 普通株式 | 196,446株 |
|------|----------|

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

| | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 投資有価証券評価損 | 415百万円 |
| 未払賞与 | 383百万円 |
| 受注損失引当金 | 225百万円 |
| 棚卸資産評価損 | 173百万円 |
| 資産除去債務 | 143百万円 |
| 環境対策引当金 | 126百万円 |
| その他 | 794百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 2,261百万円 |
| 評価性引当額 | ▲1,144百万円 |
| 繰延税金負債との相殺 | ▲98百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,018百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | 503百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 448百万円 |
| 退職給付信託設定益 | 254百万円 |
| その他 | 17百万円 |
| 繰延税金負債小計 | 1,223百万円 |
| 繰延税金資産との相殺 | ▲98百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 1,125百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 106百万円 |

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額（支払利子込み法）

| | |
|------------|--------|
| 取得価額相当額 | 791百万円 |
| 減価償却累計額相当額 | 557百万円 |
| 期末残高相当額 | 234百万円 |

(2)未經過リース料期末残高相当額（支払利子込み法）

| | |
|------|--------|
| 一年以内 | 80百万円 |
| 一年超 | 153百万円 |
| 合計 | 234百万円 |

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

| | |
|----------|-------|
| 支払リース料 | 88百万円 |
| 減価償却費相当額 | 88百万円 |

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 161円84銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 7円84銭 |

9. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンフォニアテクノロジー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月9日

シンフォニアテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンフォニアテクノロジー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況については報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月11日

シンフォニアテクノロジー株式会社 監査役会

| | | |
|---------|------|---|
| 監査役（常勤） | 鈴木秀一 | ㊟ |
| 監査役（常勤） | 渡辺壯嘉 | ㊟ |
| 監査役 | 野本俊輔 | ㊟ |
| 監査役 | 廣田邦彦 | ㊟ |

(注) 監査役（常勤）渡辺壯嘉、監査役 野本俊輔及び監査役 廣田邦彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

フル稼働状態が続くタイの現地法人 生産能力増強のため新工場棟建設

当社は、タイの現地法人（シンフォニアテクノロジー（タイ）株式会社）での生産を一層拡大させるべく、新工場棟を建設することを決定し、着工いたしました。

タイには1990年にパーツフィーダ（部品整列供給装置）の専門工場として現地法人を設立し、2008年7月に現地での生産能力増強を図るため工場を拡大・移転して、それまで行っていたパーツフィーダの生産に加え、振動搬送装置やフォークリフト用コントローラの生産を開始いたしました。アジアをはじめとした海外向けの需要が増加しており、昨年からはフル稼働状態が続いております。

そのため、現工場の敷地内に延べ床面積7,600平方メートルの新工場棟を増設し、生産能力を増強することといたしました。新工場棟では、すでに現地で生産している製品に加え、



カラープリンタ用プリント板や建設機械用コントローラの一部も移管し、生産する予定です。

当社グループは、海外主力工場であるタイの現地法人に新工場棟を完成させることにより、今後需要の拡大が予想されるインド市場も視野に入れつつ、一層の増加が見込まれる海外向けの需要に対応してまいります。さらに、調達要員を派遣して海外調達を拡大するなど、グループ全体の海外事業強化に今後も継続して取り組んでまいります。

小規模スマートグリッド(ナチュエネ®システム)を開発

当社は、風力発電、水力発電、太陽光発電の自然エネルギーだけで、小規模事務所等の特定区域内電力を100%供給することができる小規模スマートグリッド（ナチュエネ®システム）を開発し、現在、豊橋製作所にて実証実験を実施しております。

本製品は、自然エネルギーを蓄電池に充電し、独自開発した「自然電力マネジメントシステム」により、発電量、蓄電残量および各種負荷の消費電力を監視し、供給できる電力量に合わせて使用電力を自動的に制御することで、本来不安定な自然エネルギーを最大限有効活用し、安定した電力供給を行うシステムであります。気象条件の変化により発電量が減少した際には、使用者が予め利用設備に設定した優先順位に沿って、負荷電力を選択遮断するなどの機能が搭載されており、当社が長年に亘り培った電力制御技術を大いに生かした製品となっております。

緊急災害等の非常時には、独立電源としての使用も可能であり、将来的には100kW～1,000kWの小・中規模の自律分散型発電システムとして、官公庁の建物や公園等の公共施設、民間の事務所や農業施設、レジャー・大型商業施設、病院・福祉施設、教育施設等の需要を見込んでいるほか、海外展開も視野に入れております。

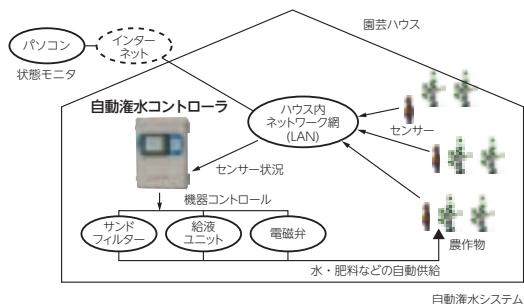
ナチュエネ®システム実証実験設備



監視室 風力発電 水力発電 太陽光発電

園芸ハウス用自動灌水システムを開発

当社は、農業者の高齢化や後継者不足等の問題により求められている農作業の自動化・軽労化を図るために、イシグロ農材(株)様に技術協力し、プログラムやセンサー感知により農作物に適した量の水や肥料を自動的に供給することができる、園芸ハウス用自動灌水システムを開発いたしました。



『ECOing』に込めた思い

ECOing™
エコで行こう! エコへ移行!

今や地球規模の命題である「ECO」に、“行動力”を意味する「ing」を付与した『ECOing』を当社の企業環境ステートメントといたしました。エコ社会の実現に向け、強い行動力をもってエコロジーに貢献する製品作りに取り組むことはもちろん、常に環境に配慮し、すべての生産工程（部品調達、製造、輸送、リサイクル）においてCO₂削減に貢献して、地球温暖化防止と地球にやさしい循環型社会の創出を目指してまいります。

お客様とECOing… 社会とくらしにECOing…
地球の未来にECOing…

株主メモ

| | |
|--------|--|
| 事業年度 | 4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月 |
| 基準日 | 定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 (その他必要あるときは予め公告します。) |
| 上場取引所 | 東京 |

| | |
|---------|---|
| 株主名簿管理人 | 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 |
| 同事務取扱所 | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120 (78) 2031 (フリーダイヤル) 取次事務は中央三井信託銀行株式会社の全国各支店並びに日本証券代行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。 |

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申し出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社にお申し出ください。

2009年4月1日、シンフォニアテクノロジーは、
(旧)神鋼電機より社名を変更いたしました。

私たちのコーポレートステートメントです。

響いてこそ技術

いくつもの旋律が聴衆の心に響く
交響曲(シンフォニー)のように。
私たちは製品、サービスを通して

「お客様の心に響く技術」



「地球の未来に響く技術」

「人を大切に想う気持ちに響く技術」



を追い求め、
多彩な技術で新しい時代の
シンフォニーを奏でていきます。

シンフォニア テクノロジー 株式会社

〒105-8564 東京都港区芝大門1-1-30 芝NBFタワー
TEL 03 (5473) 1800
<http://www.sinfo-t.jp>

